

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【公開番号】特開2018-196820(P2018-196820A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-177537(P2018-177537)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/44 (2014.01)

A 6 3 F 13/2145 (2014.01)

A 6 3 F 13/426 (2014.01)

A 6 3 F 13/5375 (2014.01)

A 6 3 F 13/814 (2014.01)

【F I】

A 6 3 F 13/44

A 6 3 F 13/2145

A 6 3 F 13/426

A 6 3 F 13/5375

A 6 3 F 13/814

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月12日(2019.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の操作タイミングを指示する第1標識と、第2の操作タイミングを指示する第2標識とをタッチパネル式の表示部に表示させる出力制御部と、

前記第1標識に対応するタッチ操作である第1操作を受け付ける第1操作受付部と、

前記第1標識が指示する前記第1の操作タイミングと、前記第1操作受付部が前記第1操作を受け付けたタイミングとに基づいて前記第1操作を評価する評価部と、

前記第2標識が指示する第2の操作タイミングまでの間、タッチ操作である第2操作を受け付ける第2操作受付部と、

を備え、

前記第1標識及び前記第2標識はそれぞれ対応する操作有効領域を備え、

受け付けた操作が前記第1標識に対応する操作有効領域と前記第2標識に対応する操作有効領域とが重複する領域に対するものである場合、前記評価部は、前記受け付けた操作について評価を行わない、

ゲーム装置。

【請求項2】

第1の操作タイミングを指示する第1標識をタッチパネル式の表示部に表示させる出力制御部と、

前記第1標識に対応するタッチ操作である第1操作を受け付ける第1操作受付部と、

前記第1標識が指示する前記第1の操作タイミングと、前記第1操作受付部が前記第1操作を受け付けたタイミングとに基づいて前記第1操作を評価する評価部と、

を備え、

前記第1標識は対応する操作有効領域を備え、
複数の前記第1標識にそれぞれ対応する操作有効領域の2以上が重複する領域に対する操
作を受け付けた場合、前記評価部は、前記操作がなされた位置に最も近い中心位置を有す
る前記第1標識に対する操作であると判断して評価を行う、
ゲーム装置。